ロ　日本交通心理学会が認定する主任交通心理士若しくは財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する者であって、適性診断の実施者が実施する別表第三に掲げる研修を修了している者又は第一種カウンセラーの要件を満たす者であって、別表第二に掲げる特定診断Ⅰの指導及び助言について三十事例以上の経験を有する者（以下「第二種カウンセラー」という。）

（認定書の交付）

第七条　国土交通大臣は、運輸規則第四十一条の二の規定による認定の申請があった場合において、申請の内容を審査し、当該申請をした者が第六条各号に掲げる基準に適合するものとして認定したときは、認定書を交付する。

（標準処理期間）

第八条　国土交通大臣は、運輸規則第四十一条の二の規定による認定の申請がその事務所に到達してから三月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2　前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一　当該申請を補正するために要する期間

二　当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三　当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる書類を追加するために要する期間

（遵守事項）

第九条　適性診断の実施者は、次に掲げる事項を遵守して適性診断を実施しなければならない。

一　カウンセラー教育・訓練計画に基づき、少なくとも毎年度一回（カウンセラーとして選任された日の属する年度を除く。）、適性診断の実施者が実施する別表第四に掲げる研修にカウンセラーを参加させるものであること。

二　毎年度五月三十一日までに、前年度の適性診断の実施の結果及びカウンセラー教育・訓練の結果並びに当該年度のカウンセラー教育・訓練計画に関する報告を国土交通大臣に提出するものであること。

三　毎会計年度終了後三月以内に、毎年度の経理に関する事項を国土交通大臣に報告するものであること。

四　適性診断テストの評価並びに指導及び助言の内容を記載した適性診断に係る記録簿を作成し、適性診断を実施した日から、少なくとも十年間保存するものであること。

五　適性診断の受診者が所属する旅客自動車運送事業者に適性診断の結果を提供するとともに、当該旅客自動車運送事業者からの求めに応じて、当該旅客自動車運送事業者が当該受診者に対し効果的かつ適切に指導及び監督を行うために当該結果を活用する方法を教示するものであること。

（業務の改善）

第十条　国土交通大臣は、適性診断の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、適性診断の実施者に対し、必要な措置をとることを求めることができる。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現に特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ、初任診断又は適齢診断のカウンセラーとして選任されている者は、それぞれ別表第三に掲げる適性診断の種類に応じ第六条第六号イ又はロの規定によりカウンセラーとして選任された者とみなす。

別表第一（第六条関係）

適性診断テストの種類	認定の基準
性格テスト	安全な運転に関連する性格特性について測定するものであること。
安全運転態度テスト	運転者の安全な運転に対する考え方の表出の度合いについて測定するものであること。
危険感受性テスト	交通環境の状況の把握の正確さ並びに運転者が交通事故防止のため事前に危険を察知して対応する際の判断及び予測の妥当性について測定するものであること。
処置判断テスト	連続的に変化する事態を適切に処理し、並びに判断するための注意力の配分及び持続性について測定するものであること。
重複作業反応テスト	連続して発生する複数の事象に反応して、重複した作業を正確かつ迅速に行うことができるかどうかについて測定するものであること。
速度見越反応テスト	遮蔽された一定区間を物体が通過する時間を予測させ、その反応時間を測定すること等により、動体の速度の認知の正確さ及び行動の焦燥感又は抑制の強弱について測定するものであること。
視覚機能テスト	少なくとも動体視力（六十五才以上の受診者に対する適性診断にあっては、動体視力及び夜間視力）について測定するものであること。この場合において、視覚障害のおそれのある受診者にあっては、理由を診断票に記載した上で、夜間視力について測定しないことができるものであること。

別表第二（第六条関係）

適性診断の種類	実施者	指導及び助言 方法	指導及び助言 内容
特定診断Ⅰ	第一種カウンセラー又は第二種カウンセラー	個別面談方式（受診者に対して個別に指導及び助言を行う方式をいう。以下同じ。）	受診者から交通事故を引き起こしたときの状況について聞き取りを行い、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性上の要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動の改善に関する指導及び助言を行うもの
特定診断Ⅱ	第二種カウンセラー		受診者から交通事故を引き起こしたときの状況、生活習慣、健康状態及び運転に関する過去の経歴等について聞き取りを行い、交通事故を引き起こすに至った当該受診者の運転特性及びその背景となった生活習慣、健康状態等に係る要因を認識させるとともに、交通事故を引き起こしていない優良な運転者の運転特性等を参考として、交通事故の再発防止のために必要な運転行動、生活習慣及び健康状態等の改善に関する指導及び助言を行うもの